

# 大阪市許可業者 大規模災害対応マニュアル 〈一廃協未加入業者編〉

許可番号：

会社名：

大阪市内所在地：

メールアドレス：

策定年月日：

年

月

日

# “災害”とは

本マニュアルにある災害の定義は、以下の根拠法令に基づくものです。

＜災害対策基本法（抜粋） 第二条 第一 災害＞

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

## 本マニュアルにおける“災害”の定義

災害対策基本法第二条第一号に規定された災害（地震を除く）の発生により、環境局が災害対策の必要あると判断したもの

# 災害発生時のあなたの行動<オフィス編>

落ち着いて!  
できたら  
チェック✓

1

- 各自で安全の確保を行う。
- 来客等がある場合は、来客等の安全確保に努める。

2

- 火災、建物の倒壊、爆発、津波の襲来等により、身の危険が生じる場合は、速やかに安全な場所に避難及び来客等の誘導を行う。

3

- 災害等により二次災害の可能性のある建物設備（ガス栓・ボイラ施設等）の被害状況を確認し、不具合が認められた場合は、速やかに停止する。

4

- 火災が発生している場合、自身の安全を確保しながら、消火器等を用いて初期消火等を行う。初期消火等で鎮火しない場合は、消防署等への連絡を行う。

5

- テレビ等により、災害の規模、発生場所、被害状況、津波の襲来等の状況を的確に把握するように努める。

# 緊急避難先

津波警報が出たときは、  
速やかに“津波避難ビル”  
区 町 丁目 番 号  
ビルに避難しましょう。

- ★ 広域避難場所
- ★ 一時避難場所
- ★ 災害時避難所

公園  
学校  
学校

地図

【津波避難ビル・水害時避難ビル情報】  
大阪市ホームページ  
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000138173.html>

大阪市 津波避難ビル 検索

【広域・一時・災害時避難所情報】  
大阪市ホームページ  
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000012054.html>

大阪市 広域避難所 検索

注：天王寺区、阿倍野区は津波、洪水のおそれが高いため、避難ビルなしです。  
広域避難場所、一時避難場所、災害時避難所のみ記入してください。

# 災害発生時のあなたの行動＜作業中編＞

落ち着いて!  
できたら  
チェック✓

1

- 作業を一時中断する。

2

- 安全な場所で車両を一時停止等のうえ、車載ラジオ等で災害の規模、発生場所、被害状況、津波の襲来等の状況を的確に把握するように努める。

3

- 火災、建物の倒壊、爆発、津波の襲来等により、身の危険が生じる場合は、速やかに安全な場所に避難する等、各自で安全の確保を行う。

4

- 携帯電話等による通信が可能な場合は、避難状況等について会社へ連絡し、適宜、指示を受けつつ次の行動の準備を整えておく。

5

- 避難の際、自身の安全を確保しながら、できる限り周辺の市民等にも留意し、安全な場所まで避難誘導等を行うように努める。

# 運転中にキケン!!を感じたら

※運転中の場合、キケン(揺れ、その他)を感じた時の対処法

- 1 **急ブレーキは禁物**です。ハンドルをしっかりと握り、前後の車に注意しながら、ハザードランプを点滅させ、徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車します。
- 2 エンジンを切り、**揺れの場合はおさまるまで車外に出ず**、カーラジオから情報を入手します。
- 3 車両から離れて避難の必要がある場合は、**車のキーはつけたまま**にし、**ドアをロックしないで**、窓を閉めます。
- 4 **連絡先を見えるところに書き**、**車検証**などの貴重品を持ち**徒歩で避難**します。

# 高速道路の走行中に揺れ等のキケンを感じたら

- 1 **急ブレーキは禁物**です。ハンドルをしっかり握り、前後の車に注意しながら、**ハザードランプを点滅**させ、徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車します。
- 2 大きな斜面の下やトンネル坑口付近は、震度によっては、崩落の危険がありますので極力避けて停車してください。
- 3 エンジンを切り、**揺れの場合はおさまるまでは車外に出ず**、道路情報板、道路情報、ラジオ（1620KHz）、一般ラジオ等カーラジオから情報を入手します。
- 4 高速道路では計測震度4.5（震度5弱に相当します）以上で通行止めとなり、道路の点検がおこなわれます。安全が確認されるまで、走行できません。
- 5 風速に関しては、道路状況をよく確認し、注意を怠らないでください。
- 6 阪神高速等では、避難誘導が行われますが、特別な事情があり、やむを得ず降車して避難する際には、**車のキーはつけたままにし、ドアをロックしない**で、窓を閉めます。**連絡先が見えるところに書き、車検証**などの貴重品を持ち、**徒歩で避難**します。

ご迷惑をおかけし申し訳ございません。  
運転手緊急避難のため、車両を一時駐車しています。

## 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者

会社名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

(運転手名) \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課

 **06-6630-3265**

# 災害発生時のあなたの行動<休日・勤務時間外編>

落ち着いて!  
できたら  
チェック✓

1

- ・ 家族・住家の安全確認。

2

- ・ 火災、建物の倒壊、爆発、津波の襲来等により、身の危険が生じる場合は、速やかに安全な場所に避難を行う。

3

- ・ テレビ等により、地震やその他災害の規模、発生場所、被害状況、津波の襲来等の状況を的確に把握するように努める。

4

- ・ 携帯電話等による通信が可能な場合は、避難状況等について会社へ連絡し、適宜、指示を受けつつ次の行動の準備を整えておく。

5

- ・ 交通機関の運行状況を確認し、会社までのルート（運行状況・道路状況などを確認し、会社まで行ける経路）を確認しておく。

# 大阪市環境局一般廃棄物指導課への報告

落ち着いて!  
できたら  
チェック✓

1

- 環境局が災害対策が必要と判断した場合、各社にメールが送信される。  
[安否確認について]

2

- メール本文に回答を入力し、そのまま返信する。  
※メールは発災後12時間以内を想定しているが、状況等により遅れた場合でも、できるだけ速やかに通知する。

3

- 従業員の安否、被災状況等に未確認がある場合は、できる限り情報を収集する。

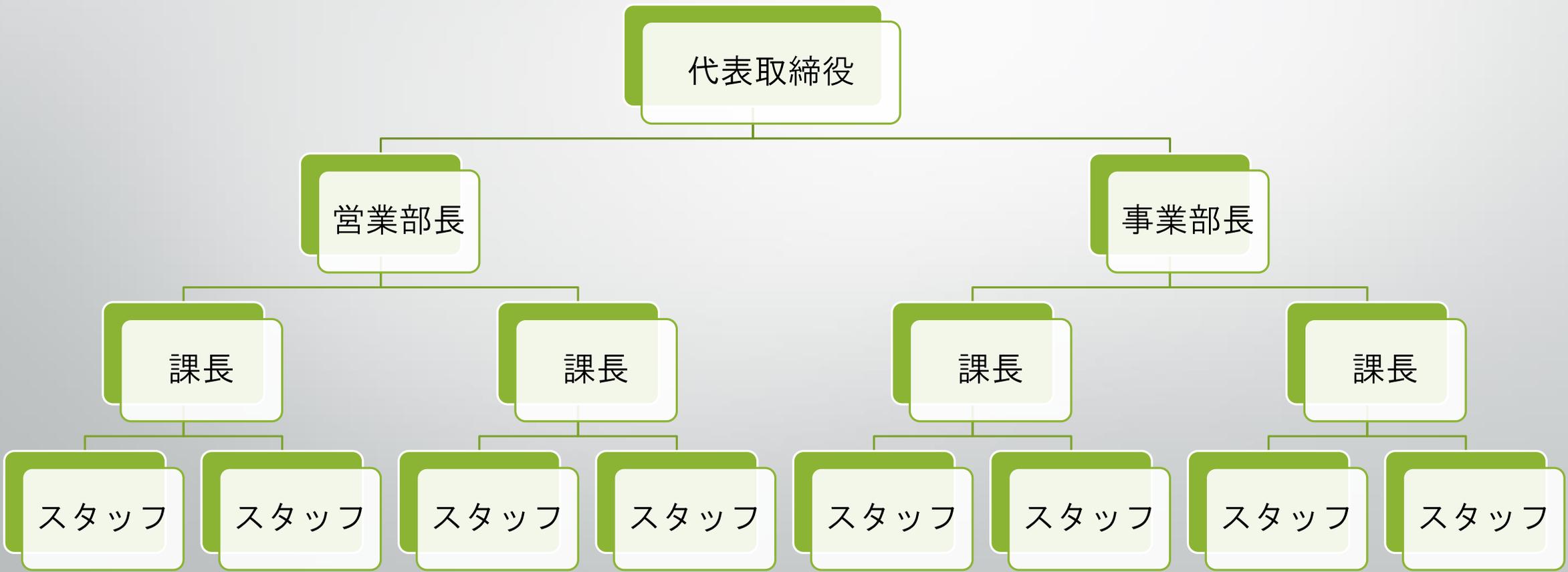
4

- メール[安否確認について]より回答後、回答内容に変更が生じた場合は、再度、環境局一般廃棄物指導課にメール送信する。

5

- 以後、従業員の安否、被災状況が判明するごとに、適宜メールにて最新状況を環境局一般廃棄物指導課に報告する。

# 社内連絡体制（例）



# 台風等暴風時のごみ収集作業《参考》

## 【大阪市直営のごみ収集中止基準】

気象庁発表により、大阪市に平均風速30メートル以上の暴風が吹くことが予測される場合、ごみ収集を中止する。中止決定は、ごみ収集日当日の午前6時の時点で行う。

### [中止区分]

- 大阪市が平均風速30メートル以上の暴風域に入る予測時間が9時から15時までの場合作業を終日中止。
- 大阪市が平均風速30メートル以上の暴風域に入る予測時間が15時から18時までの場合12時以降の作業を中止。

## = 台風等暴風時のごみ収集に関する留意事項 =

- ① 台風等暴風時のごみ収集については、各社で従事者の「人命・身体の安全を最優先」とし、大阪市の中止基準を参考に、排出事業者様との信頼関係も考慮したうえで判断すること。
- ② 排出事業者と事前に災害時のごみ収集について、平時に調整を行っておくことが望ましい。

# メール[安否確認について]

差出人: 大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課  
送信日時: 年 月 日 曜日 :  
件名: 【重要】安否確認について

許可業者の皆様

令和〇年〇月〇日 〇時〇分ころ  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とした大規模な災害が発生しました。  
大阪市内での甚大な被害が予想されます。

被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

第一にご自身の安全を確保していただき、  
可能な限り速やかに、以下の質問にご回答いただき、本メールをご返信ください。

また、ご一報後、確認内容に変更が生じましたら、ご回答内容を修正していただき、  
一般廃棄物指導課へ送信してください。

**【ご回答】以下1～8に回答して、ご返信ください。**

1. 許 可 番 号 ( 〇〇〇-〇〇〇 )
  2. 会 社 名 ( )
  3. ご 回 答 者 名 ( )
  4. 連 絡 先 電 話 番 号 ( )
  5. 安 否 状 況
    - ・代 表 者 ( 無 事 ・ 軽 傷 ・ 重 症 )
    - ・従 業 員 ( 無 事 ・ 死 傷 者 有 り ・ 未 確 認 )
  6. 代 表 者 出 社 状 況 ( 可 能 ・ 不 可 能 ・ 未 定 )
  7. 車 両 ・ 施 設 等 ( 無 事 ・ 一 部 被 災 ・ 被 災 ・ 未 確 認 )
  8. 通 信 環 境 ( 安 定 ・ 非 安 定 ・ 不 通 ( 停 電 ) ・ 未 確 認 )
- (5～8は unnecessary 文字を削除してご回答ください)

《発信者》  
大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課長  
〒545-8550  
大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階  
TEL : 06-6630-3265 FAX : 06-6630-3581  
E-mail : [ja0007@city.osaka.lg.jp](mailto:ja0007@city.osaka.lg.jp)